



令和4年6月7日
不動産・建設経済局不動産課

空き家・空き地バンク未設置の自治体向け

「空き家・空き地バンク導入のポイント集」を策定！

空き家・空き地バンクを設置していない自治体向けに、その設置・運営の参考として「空き家・空き地バンク導入のポイント集」を策定しましたので、お知らせします。

地方自治体が空き家対策として設置・運営している空き家・空き地バンクは全国の約7割の自治体が既に設置済みです。一方で、未設置の自治体のうち、特に人口規模の小さい自治体は予算、人員等が不足し設置できていない状況がうかがえます。

そのため、空き家・空き地バンクの未設置自治体向けに、先行自治体の取組例などを盛り込んだ空き家・空き地バンクの設置・運営に関するポイント集を策定しました。

本ポイント集の周知により、現在未設置の自治体の空き家・空き地バンクの設置・運営を促進します。

詳細は別添をご覧ください。

<空き家・空き地バンクとは>

「空き家・空き地バンク」とは、各地方自治体等が空き家や空き地の情報をWEBサイトを活用する等により利活用希望者に紹介している取組です。

自治体が把握・提供している空き家・空き地の情報について自治体を横断して簡単に検索できるよう国土交通省が構築した「全国版空き家・空き地バンク」に関する情報については、以下の国土交通省HP「空き家・空き地バンク総合情報ページ」をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

【お問合せ先】

不動産・建設経済局不動産課 課長補佐 太田（内線 25116）、係長 水宮（内線 25119）
TEL：03-5253-8111 直通：03-5253-8287 FAX：03-5253-1557